

有価物処理施設等活用制度に係る取扱要領

1 趣旨

有価物処理施設等活用制度は、事業者が、現に有する有価物を原材料として生産・加工処理をする施設（以下「有価物処理施設」という。）又は自ら排出した廃棄物を中間処理するための施設（以下「自社処理施設」という。）を活用して、他者の廃棄物を原材料として再生利用するため、廃棄物処理施設の設置の許可を取得しようとする場合に、廃棄物処理施設の設置等の許可に係る事前審査における審査手続等を簡素化することにより、廃棄物の再生利用を促進し、もって資源循環型社会の形成に資することを目的とする。

2 定義

この要領において使用する用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 有価物処理施設等 廃棄物を原材料として再生利用することができる有価物処理施設又は自社処理施設（廃棄物の排出事業場と同一の敷地内に設置されているものに限る。）
- (2) 事前審査要領 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領（平成10年茨城県告示第751-2号）をいう。

3 計画の協議

有価物処理施設等について、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は指定処理施設等の設置の許可を取得しようとする者は、事前審査要領に定める事業計画概要書を提出する前に、知事及び当該施設の敷地境界から300メートル以内の区域を管轄する市町村長に対し、当該施設の概要及び廃棄物の再生利用に係る内容等を説明し、協議しなければならない。

4 取扱い基準

知事は、事業計画概要書の内容を検討した結果、次の基準に適合すると認める場合は、この要領を適用するものとする。

- (1) 当該施設が、適正に廃棄物を処理できる能力を有すること。
- (2) 廃棄物の再生利用が図られる事業計画であって、かつ、生活環境が現状より著しく悪化しないこと。
- (3) 他法令に違反して設置されている施設でないこと。
- (4) 現在公害に係る苦情等が寄せられている事業者でないこと。
- (5) 処理する廃棄物が限定されていること。
- (6) 当該施設を設置して5年が経過し、かつ、現在も稼働していること。

5 簡素化する手続等の内容

この要領を適用する事業計画の事前審査においては、以下の者の同意取得を要しないものとする。ただし、当該市町村において特別の事情により同意取得を指導された場合は、その限りでない。

- (1) 事前審査要領8 (1) ア及びイ
- (2) 事前審査要領8 (1) ウのうち、既に当該施設の排水等を放流する同意の取得がなされていると認められる場合

6 取扱品目の限定

この要領を適用する施設において処理する廃棄物の種類は、次のとおりとする。

- (1) 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず及び繊維くず
- (2) その他知事が認めるもの

付 則

- 1 この要項は、令和3年2月8日から施行する。
- 2 この要領施行日の際、現に、廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査手続中の案件についても、この要領を適用する。